



地域を変える 私たちの視点を考える



あさかあすなろ荘
地域生活サポートセンターパッソ

施設長

村上 実

2回目の poco a poco をみなさんのお手元にお届け出来ることを大変うれしく思います。

激動の18年度が過ぎましたが、新制度がスタートしてみなさんの身の回りはどう変化したでしょうか？ここではあえて、自立支援法の中身の話題は避けたいと思います。なぜなら、この国の社会保障の在り方を社会全体で考えなければ、制度の是非を論じてはいけないようなそんな気がするからです。確かに負担増加や、低評価の判定ロジック、地域格差等々批判は挙げればきりがありません。「でも、障がい者だけ良ければいいの？」という素朴な世論の疑問も聞こえています。毎年3万人を超える自殺者、増え続ける生活保護者、児童期のいじめや犯罪の増加、歯止めがきかない少子化加速……。これらの問題は、私たちの「暮らし」から切り離せない深刻な問題ばかりです。「障がい者問題はこういう社会状況の中で起きている」という認識が我々関係者には必要ではないでしょうか。障がい者問題だけに特化して主張しても社会には理解してもらえないと言つ事です。

では、どういふプロセスが必要になるのでしょうか？自立支援法を企画した、前厚労省企画官の伊原和人さんは「福祉の仕事は、自分たちの目の届く身の回りで決めていく仕組みにする」と話していました。かの浅野史郎氏も、「国の押しつけではなく、措置も支援費も自立支援も、どれを選ぶかは地方に任せたい」と話していたことがあります。つまり地方の権限を増やしていくという流れです。障害福祉計画を義務づけた地域生活支援事業や自立支援協議会の役割を重視した今回の制度にその流れをみる事ができます。しかし地方の裁量を増やした一方、財

源のない国は、今までの補助金を縮減し一般財源化した訳ですから、自分たち地域の首長や議会がどこを向いているのかで、ますます地域格差が広がる可能性が出てきます。この時に、先程の視点が必要だと思うのです。色んな社会の問題の根元にあるものは「暮らしにくさ、働きにくさ、育てにくさ、人々の無関心」ではないでしょうか？そうです、私たちが障がい者問題を考えるときのキーワードが全て入っています。※ICFにおいての障がいの定義もまさしくそれを指しています。自身の障害だけではなく、活動に制限や参加に制約を受ける社会的不利状況を全て障害と位置づけています。つまり、社会において障がい者とは、「生きにくく、暮らしにくい人たち」ということが言えます。

住みよい地域、安心して暮らせるシステム作りは、心身に障がいを持っている方だけの問題ではなく地域全体の課題であり、それに向けて取り組むプロセスにこそ、障がい者の問題を社会に理解してもらう機会が多く含まれているのだと思います。私たちは、納税者であり有権者です。住みやすい地域作りにきちんと向き合う方を選出する機会が巡ってきます。このような機会を是非生かしてほしいと思います。そして、「こんな社会に・・・地域に・・・」と愚痴を言う前に、そんな地域に甘んじて暮らしていることは、自分の責任でもあるという事を私たちは忘れてはいけないと思うのです。



S. Sawada

※ICFは、人間の生活機能と障害の分類法として、二〇〇一年五月、世界保健機構（WHO）総会において採択された。この特徴は、これまでのWHO国際障害分類（ICIDH）がマイナスイ面を分類するという考え方が中心であったのに対し、ICFは、生活機能というプラス面から見るように視点を転換し、さらに環境因子等の観点を加えた事である。